

令和5年2月28日  
事務連絡

各都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度担当課（室） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

令和5年4月以降の住居確保給付金における求職活動要件及び  
住居確保給付金の受給終了者に対する適切な支援の実施について

日頃より、住居確保給付金の支給事務に多大な御尽力をいただき、感謝申し上げます。

住居確保給付金につきましては、これまで、新型コロナウイルス感染症感染拡大等への対応として支給対象範囲を拡大したほか、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも3か月間の再支給を可能とする、職業訓練受講給付金との併給を可能とする、求職活動要件を緩和するなどの措置を講じてきたところです。

今般、その後の経済情勢の変化や、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」（令和4年12月20日）の内容を踏まえ、住居確保給付金については、令和5年4月以降、コロナ禍における特例措置の一部を恒久化するとともに、自立支援機能の強化等が図られるよう各種の見直しを行う予定です。

このうち、求職活動要件につきましては、「「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（生活困窮者支援分）について」（令和4年4月26日付け当室事務連絡）等でお示ししているとおり、当分の間、緩和していたところですが、今般の見直しにより、令和5年4月以降は下記のとおり実施することといたしましたのでお知らせいたします。

また、住居確保給付金における再支給の特例措置につきましては、令和5年3月末までの申請をもって終了することとしています。

そのため、住居確保給付金を受給していた者が、受給終了後に生活に困窮した場合には、見直し後の再支給の活用を検討するほか、下記のとおり生活困窮者自立相談支援事業をはじめとする各種支援の利用を促すなど、適切にフォローアップを行い、必要な支援につながるようにしていくことが重要と考えています。

つきましては、各都道府県・市区町村におかれては、本事務連絡の内容を十分に御了知の上、管内の自立相談支援機関へ周知いただくとともに、各自立相談支援機関において、住居確保給付金の受給者へ丁寧な説明を行うなどの必要な対応が行われるよう、御協力をお願いいたします。

なお、求職活動要件を含め、住居確保給付金の見直し内容の詳細は、生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル等において、追ってお知らせいたします。また、「「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（生活困窮者支援分）について」の2の部分及び「生活困窮者住居確保給付金の支給期間の延長に係る今後の就労支援等について」（令和2年12月8日付け当室事務連絡）の二（1）の部分につきましては、令和5年3月31日をもって廃止します。

## 記

### 1 令和5年4月以降の求職活動要件について

住居確保給付金の求職活動要件として設けている

- ・ 月4回以上の自立相談支援機関における相談
- ・ 月2回以上のハローワーク等における職業相談等
- ・ 原則、週1回の企業への応募等

等の要件については、新型コロナウイルス感染症感染拡大等の影響にかんがみ、当分の間、これらの回数をそれぞれ月1回に減免する緩和措置を講じているところ。

令和5年4月以降の住居確保給付金における求職活動要件は、別添「令和5年4月以降の住居確保給付金の求職活動等要件整理表」のとおりとし、本緩和措置については廃止することとする。

なお、休業等（事業再生等を目指す者）の求職活動等要件については、上記整理表のとおりとする予定だが、詳細は追ってお知らせする。

ただし、当初・延長・再延長・特例再支給のそれぞれの支給期間中に、令和5年4月を迎える場合には、当該支給期間の最終月までは、経過措置として、求職活動要件の緩和措置の適用を維持することとし、求職活動要件の緩和措置の廃止を段階的に実施するものとする。

また、令和5年4月以降、自立相談支援機関における相談については、少なくとも月1回は対面での相談を行うこととするが、残りの回数は、地域の実情に応じて、電話等による相談でも差し支えないものとする。

例1 令和5年2月に当初支給が決定した受給者の場合

令和5年2～4月（当初支給期間） 求職活動要件：緩和措置あり

令和5年5～7月（延長支給期間） 求職活動要件：緩和措置なし

例2 令和5年1月に延長支給が決定した受給者の場合

令和5年1～3月（延長支給期間） 求職活動要件：緩和措置あり

令和5年4～6月（再延長支給期間） 求職活動要件：緩和措置なし

## 2 住居確保給付金の受給終了者への適切な支援の実施について

住居確保給付金の受給終了者に対して、以下の対応をお願いする。

### (1) 生活課題等の適切なアセスメント等

自立相談支援機関においては、住居確保給付金の受給終了者から相談があった場合には、住居確保給付金の受給を経てもなお自立に至らなかった要因や、当該者の生活課題等について適切にアセスメントするとともに、当該者の生活困窮の状況を踏まえ、必要に応じて、生活保護への移行に向けた支援を行うなど、適切な支援をお願いする。

### (2) アウトリーチによる相談支援等

自立相談支援機関においては、住居確保給付金の受給終了者に対して、訪問等による働きかけや相談支援等が必要と認められる場合については、必要に応じて、アウトリーチによる相談支援等を行っていただきたい。その際、例えば、住居確保給付金を受給した後も就労等の状況に変化がなかった方に対して重点的に支援を行うなど、これまでの相談支援の状況や結果等を踏まえながら対応いただくことも考えられる。

## 3 経費の取扱い等について

(1) 2の対応に伴う自立相談支援機関における支援員の加配（アウトリーチによる相談支援に従事する者等を含む。）等に係る費用については、「新型コロナウイルス感染症サーフェティネット強化交付金（生活困窮者自立支援の機能強化事業）の更なる活用について（依頼）」（令和5年2月20日付け事務連絡）の2でもお伝えしたとおり、令和4年度第二次補正予算「新型コロナウイルス感染症サーフェティネット強化交付金（生活困窮者自立支援の機能強化事業）」の対象となる。

(2) これらに係る交付申請等の取扱いは、別途連絡する予定である。

以上